

○東京藝術大学宿舎規則

〔平成16年4月1日〕
制 定

改正 平成25年10月24日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、本学が、第3条に規定する役職員に貸与する宿舎に関する基本的事項を定めてその適正化を図ることにより、役職員の職務の能率的な遂行を確保し、もって本学の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本学の宿舎の設置並びに維持及び管理については、国立大学法人東京医科歯科大学が定める宿舎に関する規則によるほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 役職員 次に掲げる者をいう。

イ 東京藝術大学職員就業規則の適用を受ける職員

ロ 本学の役員（非常勤を除く）

(2) 宿舎 役職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため本学が設置する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。

(3) 居住者 主として役職員の収入により生計を維持するもので、宿舎に居住する者

(4) 被貸与者 宿舎の貸与を受けた者又は居住者

第2章 宿舎の設置並びに維持及び管理に関する責任者

(設置)

第4条 宿舎の設置は学長が行うものとする。

(維持及び管理)

第5条 宿舎は学長が維持及び管理を行うものとする。

第3章 宿舎の設置等

(設置の方法)

第6条 宿舎の設置は、建設、購入、交換、寄付及び借受の方法により行うものとする。

第7条 宿舎は、次に掲げる場合において、予算の範囲内で設置し、有料で貸与することができる。

(1) 役職員の職務に関連して本学の事務又は事業の運営に必要と認められる場合

(2) 役職員の在勤地における住宅不足により本学の事務又は事業の運営に支障を来たすおそれがあると認められる場合

第4章 宿舎の維持及び管理

(被貸与者に対する監督)

第8条 宿舎の維持及び管理を行う学長は、被貸与者がこの規則に定める義務を守っているかどうかを監督し、常に宿舎の維持及び管理の適正を図らなければならない。

(宿舎を貸与する者の選定)

第9条 宿舎を貸与する者の選定に当たっては、学長は、別に定めるところにより、本学の事務又は事業の円滑な運営の必要に基づき公平に行わなければならない。

(宿舎の使用料)

第10条 宿舎の使用料（以下「宿舎使用料」という。）は、月額によるものとし、各宿舎につき学長が別に定める。

- 2 新たに宿舎の貸与を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の宿舎使用料は、日割により計算した額とする。
- 3 宿舎の貸与を受けた者は、宿舎使用料を毎月指定する期日までに、本学に払い込まなければならない。
- 4 宿舎の貸与を受けた者が第13条第1項第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合、被貸与者は、その該当することとなった日から同項又は同条第2項の規定による明渡期日までの期間の宿舎使用料を、毎月その月末までに、本学に払い込まなければならない。
- 5 前項の規定により居住者が払い込むべき宿舎の宿舎使用に係る債務については、居住者の全員が連帯してその責に任ずるものとする。

(宿舎の使用上の義務)

第11条 被貸与者は、善良な管理者の注意をもつて貸与を受けた宿舎を使用しなければならない。

- 2 被貸与者は、貸与を受けた宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は学長の承認を受けずに改造、模様替その他の工事を行ってはならない。
- 3 被貸与者は、その責に帰すべき事由により貸与を受けた宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基くものである場合には、この限りでない。
- 4 前条第5項の規定は、第1項又は第2項の規定に違反したことに基因する債務及び前項の規定による原状回復又は損害賠償に係る債務について準用する。

(宿舎の修繕費等)

第12条 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰することのできない事由により宿舎が損傷し、又は汚損した場合においては、その修繕に要する費用は、本学が負担する。ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合には、この限りでない。

(宿舎の明渡し等)

第13条 宿舎の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することとなった場合、被貸与者は、該当することとなった日から20日以内に当該宿舎を明け渡さなければ

ならない。ただし、相当の事由がある場合には、学長の承認を受けて、該当することとなった日から、6月の範囲内において学長の指定する期間、引き続き当該宿舎を使用することができる。

- (1) 職員でなくなったとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 配置換、勤務地の移転その他これらに類する事由により当該宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
 - (4) 当該宿舎について本学の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたため明渡しを請求されたとき。
 - (5) 本学において当該宿舎につき宿舎の廃止をする必要が生じたため明渡しを請求されたとき。
- 2 被貸与者は、学長が、第11条の規定に違反し、宿舎の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるものにつき、期限を附して是正を要求した場合において、期限までにその要求に従わなかったときは、直ちに当該宿舎を明け渡さなければならない。
- 3 被貸与者が前2項の規定に違反して宿舎を明け渡さないときは、その者は、別に定めるところにより、これらの規定による明け渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる損害賠償金を支払わなければならない。この場合において、その損害賠償金は、当該宿舎の当該期間に応ずる宿舎使用料の3倍に相当する金額をこえることができない。
- 4 第10条第5項の規定は、前項の規定により被貸与者が支払うべき損害賠償に係る債務について準用する。

第5章 雑則

(宿舎の現況に関する記録)

第14条 学長は、維持及び管理を行う宿舎の現況に関する記録を備え、常時その状況を明らかにして置かなければならない。

(実施規則)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則の施行の際、現に国家公務員宿舎法（昭和24年5月30日法律117号）のそれぞれの各規定により被貸与者が受けていた承認は、それぞれの各相当規定によってなされた承認とみなす。

附 則

この規定は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。